

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
武蔵野市ではこの期間を中心に、法律講座や展示、関連図書展示を実施します。

女性のための法律講座 「知っておきたい離婚に関する基礎知識」

受付開始
11月1日(火)

長年女性の立場からDV被害者支援に携わってきた女性弁護士を講師にお迎えし、別居や離婚を考える時に必要な法律の知識やDV、モラル・ハラスメントなどについて、わかりやすく解説します。



- 日時：11月21日(月)
午後1時30分～3時30分(開場 午後1時)
- 会場：市民会館地下1階 集会室
(武蔵境駅北口徒歩5分)
- 対象：市内在住・在勤・在学の女性
- 定員：30名(申込順)
- 託児：無料 定員5名(1歳から未就学児対象)
11月11日(金)までにお申し込みください。
(定員を超えた場合は市内在住者優先し抽選)
- 申込方法：市HP、メール、電話のいずれかにて
お申し込みください。11月1日から受付開始。

講師：露木肇子(つゆき・はつこ)さん
多摩総合法律事務所弁護士。
東京三弁護士会多摩支部DV法律相談員。
東京ウィメンズプラザDV研修講師。
DV被害者支援など、女性の立場に立った活動を行っている。著書に「モラル・ハラスメントのすべて」講談社(共著)、「ドキュメント離婚事件」新日本法規社(編著)など。

HP

申し込みフォームQRコード



メール

danjo@city.musashino.lg.jp

TEL

0422-37-3410

講座名「女性のための法律講座」、住所、氏名、電話番号、
託児希望の方はお子さんの氏名(ふりがな)、月齢(講座当日)を明記し、上記アドレスへ。

DV防止展示

女性に対する暴力をなくす運動の描きおろし漫画(西原理恵子さん)や男女平等推進センターの紹介など。

11/12(土)～25(金) 男女平等推進センター交流コーナー(市民会館1階) 申込不要

関連図書展示

女性の人権尊重やDV防止など広い視点からの関連図書を展示します。ぜひご覧ください。貸し出しもできます。申込不要。

- ▶▶▶ 中央図書館 11/1(火)～11/15(火) ▶▶▶ 吉祥寺図書館 11/12(土)～11/25(金)
- ▶▶▶ 武蔵野プレイス 11/19(土)～11/29(火) ※開館日につきましては各館へお問い合わせください。

検温、マスクの着用、手指の消毒にご協力ください。

【主催】武蔵野市立男女平等推進センター
ヒューマンあい

相談のご案内～ひとりで悩んでいませんか～

◆ 武蔵野市立男女平等推進センター

女性総合相談（1回 50分/予約制）

自分自身のこと、家庭・職場・学校での人間関係など、暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。

女性法律相談（1回 30分/予約制）

離婚・扶養（養育）・相続などの法律的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じます。


予約
受付番号

Tel 0422-37-3410

予約
受付時間

9:00～22:00 ※木曜・年末年始を除く

相談者のプライバシーは守ります。安心してご相談ください。



むさしの
にじいろ
電話相談

予約不要 どなたでも 相談無料 秘密厳守

あなたやあなたの大切な人が
自分の「性」や「人間関係」に悩んだ時…
あなたの話を聞いてくれる
人たちがここにあります

電話相談専用ダイヤル 面談も可(要予約)

第2水曜 17:30～20:30
0422-38-5187

詳細は
TEL 0422-37-3410、
市ホームページ。

武蔵野市立男女平等
推進センターHP



◆ 東京都配偶者暴力相談支援センター

● 東京ウィメンズプラザ

一般相談 電話 03-5467-2455 毎日9時から21時(年末年始を除く)

DV専用相談 電話 03-5467-1721 毎日9時から21時(年末年始を除く)

男性のための悩み相談 電話 03-3400-5313 毎週月・水・木 17時～20時(祝日・年末年始を除く)
毎週土 14時～17時(祝日・年末年始を除く)

● 東京都女性相談センター 電話 03-5261-3110 月～金 9時～21時

土日・祝日・年末年始(12/29-1/3) 9時～17時

● 東京都女性相談センター多摩支所 電話 042-522-4232 月～金 9時～16時(土日・祝日・年末年始を除く)

※電話相談受付時間外の緊急の場合 電話 03-5261-3911

◆ 警視庁の相談窓口

警視庁総合相談センター #9110 または電話 03-3501-0110 (事件発生時)110番

相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。警察署でも相談を受け付けています。

「女性に対する暴力をなくす運動とは」・・・

国では、毎年11月12日から11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

武蔵野市では、これに合わせて、講座やパネル展等を毎年実施しています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、

セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、女性に対する暴力根絶のための男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあいのご案内

【開館時間】 午前9時～午後10時

(休館日 木曜日・年末年始)

【住所】 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

【交通アクセス】 JR中央線「武蔵境」駅北口、nonowa口改札
(徒歩5分)

【お問い合わせ】 TEL 0422-37-3410

